令和8年第4回定例会 議案第 122 号補足説明資料

保育家庭課関連 各条例改正の概要

・改正が必要な条例 3 件 ・改正にかかる立法事実 3 件

		①児童対象性暴力等の防止に係る規定の整備	②満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備	③理学療法士等の配置に関する特例基準の整備等
基準(内閣府令)の改正		令和7年 12 月 25 日 内閣府令第 104 号	令和8年2月 13 日 内閣府令第3号	令和8年3月 16 日 内閣府令第 10 号
1	飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	【施行日】 令和 8 年 12 月 25 日	【施行日】 公布の日の翌日 (令和 8 年 12 月 24 日)	【施行日】 公布の日の翌日 (令和 8 年 12 月 24 日)
2	飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	－	【施行日】 公布の日の翌日 (令和 8 年 12 月 24 日)	－
3	飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	【施行日】 令和 8 年 12 月 25 日	－	－

① 児童対象性暴力等の防止に係る規定の整備

ア 条例改正のポイント

・国の「こども性暴力防止法」及び施行規則等の整備に伴い、こどもと接する施設や事業所において、性的被害を未然に防ぐ体制を義務化するため、自治体の設備運営基準条例等を改正する。
・学校や保育所、児童福祉施設等に対し、子どもに接する職員を採用・配置する際、国(こども家庭庁)を通じて性犯罪前科の有無を確認(犯罪事実確認)することが義務付けられた。
・前科照会にとどまらず、「日常の観察・定期面談」「相談窓口の設置」「被害発生時の調査・被害児童保護」「職員研修の実施」といった総合的な予防・安全措置の導入が義務化された。

イ 条例への反映内容

・自治体が定める「児童福祉施設基準条例」などは、国の基準省令に従って設定することが法律上定められている。
・各施設、事業者の運営基準として「児童対象性暴力等の防止措置(犯罪事実確認や早期把握・相談対応等の実施)」 を義務付ける条項を新たに追加・整備する。

② 満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備

ア 条例改正のポイント

・国家戦略特区に基づき特例的に実施されてきた「国家戦略特別区域小規模保育事業(満 3 歳以上の児童を対象とする小規模保育)」について、全国的な利用ニーズに対応するため、全国展開された。
・小規模保育事業の対象を従来の「0～2 歳児」だったものを「満 3 歳以上」に拡充し、地域の幼児教育・保育需要や定員状況に応じた柔軟な保育インフラの整備を可能とした。

イ 条例への反映内容

・小規模保育事業の定義に「満 3 歳以上限定小規模保育事業」を追加・整理する。
・満 3 歳以上満 4 歳未満の児童について、「おおむね 15 人に 1 人」の保育士等の配置基準を適用。
・事業所の運営規程において、「満 3 歳以上の幼児の利用定員」を定めるよう義務付ける。
・利用申込みが定員を超える場合の選考において、保育の必要性の程度等を勘案して優先選考を行う手続を適用する。

③ 理学療法士等の配置に関する特例基準の整備等

ア 条例改正のポイント

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による「みなし保育士」規定の拡充、1 人に限り保育士とみなして配置人数に算定できる。

・理学療法士等が保育に従事する際は、こどもへの適切なケアと安全確保のため、当該施設の保育士による支援を受けられる体制を確保することを条件とする。

・対象施設は保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業。

イ 条例への反映内容

・自治体の独自判断で算定人数を増減したり要件を排除することはできないため、国基準と同等以上の規定を条例に反映させる。